指導及び監査フロー図（障害児入所施設・障害児通所支援事業所）

資料2

指導

- **集団指導**
- **運営指導**

監査

- **一般監査**
  ※実地指導に準じて実施する

→ **結果通知** → （改善指導を受けた場合）**改善状況の報告** →

運営指導又は一般監査中に以下に該当する状況を確認したときは、運営指導・一般監査を中止し、直ちに特別監査を行うことができる。

- ○ 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合
- ○ 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

特別監査

下記に示す情報を踏まえて、必要があると認める場合に行う。

①通報・苦情・相談等に基づく情報

②市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

③障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

④運営指導において確認した情報

→ **（軽微な違反）文書指導** → **改善状況の報告**

→ **勧　告**

指定基準違反等の事実が確認された場合、期限を定めて、基準の遵守について勧告
（直ちに指定取消し等には至らないが、改善が必要と認められる場合）

期限内に従わなかった場合 → **公　表**

従わない場合 → **行政手続法による聴聞・弁明の機会の付与** → 従わない場合 → **命　令**

正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて、勧告に係る措置を取ることを命令（期限を経過し、なお相当期間を経た後も、改善されない場合は、行政処分の対象となる）

→ **公　示**

→ **行政手続法による聴聞・弁明の機会の付与** →

- **指定の取消** →
- **効力の停止**
  期間を定めて指定の全部または一部の効力を停止する。

→ **公　示**

（経済上の措置）

① 特別監査の結果、サービス内容又は障害児支援給付費等に係る費用等の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、市町村に対し、不正利得の徴収を行うよう指導します。

② 命令又は指定の取消し等処分を行った場合は、原則として、当該障害児通所支援等事業者等に対し、返還金に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう、指導します。

（ 行 政 指 導 ）　　（ 行 政 処 分 ）